

## 令和6年度 介護予防・日常生活支援総合事業の主な変更点

### 指定相当訪問型サービス（現行相当サービス）

#### 1. 基本報酬

令和6年3月まで			令和6年4月から		
1	訪問型独自サービスⅠ	週1回程度	訪問型サービス11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合
2	訪問型独自サービスⅠ日割		訪問型サービス11日割		
3	訪問型独自サービスⅡ	週2回程度	訪問型サービス12		1週に2回程度の場合
4	訪問型独自サービスⅡ日割		訪問型サービス12日割		
5	訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度	訪問型サービス13		
6	訪問型独自サービスⅢ日割		訪問型サービス13日割		
7	—	—	訪問型サービス21	1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合
8	—	—	訪問型サービス22		生活援助が中心である場合
9	—	—	訪問型サービス23		
10	—	—	訪問型短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合

#### ・1月当たりの回数制の導入

当市では、今までは1週当たりの標準的な回数のみしかなく、1週に1回程度、1週に2回程度、1週に2回を超える程度の設定のみしかありませんでした。しかし、令和6年3月15日老認発0315第5号「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

第3 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの単位数表に関する事項  
2 訪問型サービス費(1)訪問型サービスの意義について

指定相当訪問型サービスは、基準告示第3条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものである。

このため、訪問型サービスについては、指定訪問介護の「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分を定めるとともに、1回当たりの単位数については、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一部当該区分と同様の区分を設けているものであり、特に生活援助中心型の単位数を算定するに当たっては、要支援者等のできることを阻害することのないよう留意すること。

と、改正されたことから本市では、国の改正に合わせて、「高齢者の選択肢の拡大の観点」から従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう、1月当たりの回数を定める場合の「標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合」と「生活援助が中心である場合」と「短時間の身体介護が中心である場合」の3つをきめ細やかな設定を行うために新たに設けたものになります。

例としては、標準的なサービスと生活援助を組み合わせたり、指定相当訪問型サービスA（緩和サービス）と組み合わせる際に使用していただくことを想定しております。なお、生活援助中心型を算定するに当たりましては、「要支援者等のできることを阻害することのないよう留意が必要」となります。生活援助中心型の方が単価が安いからといった理由で、生活援助中心型に移行することはできませんので、ご注意ください。

また、1月当たりの回数を定める場合の導入により、今までは1つの事業所しか利用できませんでしたが、複数の事業所を利用できるようになります。なお、1月当たりの回数を定める場合を使用する場合は、1月につき3,727単位数の範囲で所定単位数を算定します。

#### ・生活援助の導入

今までは生活援助と身体介護それぞれの区分がなく、生活援助の内容（掃除等の家事）が必要な場合は、ヘルパーと共に家事を行う必要がありましたが、今回の改正にて生活援助が導入されました。ただし、介護と同様に同居家族等がいる場合は基本的には算定不可となりますが、家族等に障害や疾病等の理由がある場合は算定可能となります。

生活援助・・・調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。

身体介護・・・利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。

2. 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

	サービス内容略称	算定項目	単位数
1	同一建物減算 1	同一敷地内建物等に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービスを行った場合（以下に該当する場合を除く）	所定単位数の10%減算
2	同一建物減算 2	事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合	所定単位数の15%減算
3	同一建物減算 3	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者（同一建物減算2に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合	所定単位数の12%減算

※同一敷地内建物等・・・指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設けました。

### 3. 高齢者虐待防止未実施減算の新設

	算定項目	単位数
1	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分1減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算します。

#### 【算定要件等】

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 4. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の新設（令和7年3月31日まで経過措置）

	算定項目	単位数
1	業務継続計画未策定事業所に対する減算	所定単位数の100分1減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算します。

※経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しないため、現時点でサービスコードの設定はありません。

#### 【算定要件等】

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

## 5. 口腔連携強化加算の新設

	算定項目	単位数
1	口腔連携強化加算	50 単位加算／月

職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設けました。

### 【算定要件等】

- ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
- ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

指定相当通所型サービス（現行相当サービス）

1. 基本報酬の引き上げ

	サービス内容略称	算定項目	変更前単位数	変更後単位数
1	通所型サービス 1	事業対象者・要支援 1	1,672 単位	1,798 単位
2	通所型サービス 1 日割		55 単位	59 単位
3	通所型サービス 22	事業対象者、要支援 2 (週 1 回程度)	1,672 単位	1,798 単位
4	通所型サービス 22 日割		55 単位	59 単位
5	通所型サービス 2	事業対象者、要支援 2 (週 2 回程度)	3,428 単位	3,621 単位
6	通所型サービス 2 日割		113 単位	119 単位

国基準と同様に、運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬へ包括化しました。

2. 高齢者虐待防止未実施減算の新設

	算定項目	単位数
1	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分 1 減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算します。

【算定要件等】

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3. 業務継続計画未策定減算の新設

	算定項目	単位数
1	業務継続計画未策定減算	所定単位数の 100 分 1 減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のい

れか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算します。

**【算定要件等】**

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

4. 事業所評価加算の廃止

5. 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

6. 送迎減算の新設

	サービス内容略称	算定項目	単位数
1.	送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	片道につき 47 単位減算

利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位減算します。（通所型サービス 1 と通所型サービス 22 を算定している場合は 1 月につき 376 単位を、通所型サービス 2 を算定している場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。ただし、同一建物減算を算定しているときは除く）

7. 複数サービス実施加算の廃止と一体的サービス提供加算の新設

	サービス内容略称	算定項目	単位数
1.	一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480 単位加算／月

運動器機能向上加算の廃止に伴い、複数サービス実施加算を廃止し、新たに一体的サービス提供加算を新設しました。

**【算定要件等】**

以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。

- ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ・ 利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を 1 月につき 2 回以上設けていること。
- ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

## 介護予防ケアマネジメント

### 1. 基本報酬の引き上げ

	サービス内容略称	算定項目	変更前単位数	変更後単位数
1	介護予防ケアマネジメント	事業対象者・要支援1・2	438 単位	442 単位

### 2. 高齢者虐待防止未実施減算の新設

	算定項目	単位数
1	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算します。

### 3. 業務継続計画未策定事業所に対する減算の新設（令和7年3月31日まで経過措置）

	算定項目	単位数
1	業務継続計画未策定事業所に対する減算	4 単位減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算します。

※経過措置として、令和7年3月31日までの間、減算を適用しないため、現時点でサービスコードの設定はありません。

#### 【算定要件等】

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること



## 訪問型サービス A（緩和サービス）

### 1. 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設けました。

## 通所型サービス A（緩和サービス）

### 1. 基本報酬の引き上げ

	サービス内容略称	算定項目	変更前単位数	変更後単位数
1	通所型サービス A 週 1	事業者対象者・要支援 1 (2 時間以上 3 時間未満) ※週 1 回程度利用	272 単位	293 単位
2	通所型サービス A 週 1・定超		190 単位	205 単位
3	通所型サービス A 週 1・同一		211 単位	232 単位
4	通所型サービス A 週 1・同一・定超		129 単位	162 単位
5	通所型サービス A 週 2	事業者対象者・要支援 2 (2 時間以上 3 時間未満) ※週 2 回程度利用	272 単位	293 単位
6	通所型サービス A 週 2・定超		190 単位	205 単位
7	通所型サービス A 週 2・同一		211 単位	232 単位
8	通所型サービス A 週 2・同一・定超		129 単位	162 単位

通所型サービスの基本報酬の引き上げに伴い、通所型サービス A の基本報酬も引き上げを行いました。